

函 財 税

函 観 企

令和6年(2024年)11月28日

総務常任委員会委員 各位

経済建設常任委員会委員 各位

財 務 部 長

観 光 部 長

函館市の宿泊税の考え方に対するパブリックコメント（意見公募）
手続の実施結果の公表について

このことについて、パブリックコメント（意見公募）手続の実施により提出された市民等からの意見の概要とその意見に対する市の考え方について下記のとおり公表いたします。

つきましては、委員の皆様へ公表する資料を配付させていただきますので、よろしく願いいたします。

記

- 1 意見提出者（団体）数／意見の数
個人（持参，メール）3人／3件
団体（持参，メール）4団体／10件
- 2 修正の有無
無
- 3 公表の時期
令和6年(2024年)11月28日
- 4 公表する資料
函館市の宿泊税の考え方に対するパブリックコメント（意見公募）手続の実施結果について

財務部税務室

電話 21-3002

観光部観光企画課

電話 21-3396

函館市の宿泊税の考え方に対する パブリックコメント（意見公募）手続の実施結果について

案 件 名	函館市の宿泊税の考え方について
募 集 期 間	令和6年（2024年）10月21日（月）～11月20日（水）
担 当 課	財務部税務室，観光部観光企画課
意見提出者数	個人 3人（3件）／団体 4団体（10件）

○函館市の宿泊税の考え方に対する意見の概要と市の考え方

※意見の概要については、原文を要約して載せています。

No.	意見の概要	市の考え方
1	宿泊税の課税に賛成する。 宿泊者にも，オーバーツーリズム対策，市内の公共施設や公共交通機関のメンテナンス等に対して応分の負担を求めるべきである。	宿泊税については，持続可能な観光地づくりに資する新規施策および拡充事業に使用したいと考えております。
2	税とは抑制効果を狙って設定するもので財源にはならない。 財源は国債発行によるもののみである。市は国に新規国債発行を求め，発行された通貨を元に手当すべきである。	函館市観光振興財源検討委員会において，観光振興に関する財源確保策として，観光客の行為・行動に対する課税について検討した結果，委員会から市に対して宿泊行為に課税する宿泊税の導入が望ましいとの提言があったところです。
3	観光振興のために財源が必要なことは理解するが，財源確保の方法に新税導入が適切かどうかについて，明確な理由や他の方法を検討したことが示されていないため疑問が残る。	市では，この提言を踏まえ，宿泊行為以外の行為・行動ごとに対する課税については，総じて制度の複雑化・徴税コストの増大が想定され，対象施設の選定や課税客体の捕捉が難しいほか，その範囲を広げた場合には，行く先々での納税となり，1人当たりの納税負担額が過重になること，また，観光振興に関する財源確保策のための制度としては，できる限り簡素であり，観光振興施策を中心とした行政サービスの受益を受けることに対する負担の観点や来函者の約6割の方が宿泊し，宿泊者の多くが観光客であることを踏まえ，宿泊行為に課税する宿泊税を導入したいと考えております。
4	函館山の入山料や五稜郭公園の入園料は検討したのか。	
5	売店，市場から徴収すべきである。	

No.	意見の概要	市の考え方
6	北海道と函館市が提示している段階的定額制は、宿泊単価が4千円の場合、道税と市税を合計した税額の宿泊単価に占める割合は5%、4万円の場合は1%となり、税率の観点からは極めて不公平な税制である。公平性を保つには定率制にすべきと考えるが、定額制にしても更に細分化するか、または、選択制もひとつの手段ではないか。 宿泊税の徴収はやむを得ないと考えるが、税制については再考を求める。	税率については、わかりやすい制度であることを前提に、納税者であります宿泊者の負担感や、特別徴収義務者となる宿泊事業者にとって、事務的な負担が大きくなるよう配慮しながら、宿泊価格の上昇への対応や負担能力に応じた税率設定の考え方を踏まえ、先行事例を参考に、低価格な宿泊料金に対しては、より低額な課税、高価格な宿泊料金に対しては、より高額な課税を行う段階的定額制の導入が望ましいと考えております。
7	ビジネスホテルを経営している。 出張、長期での現場作業の方の宿泊が主で、週単位、月単位の宿泊となっている。コロナの3年間なんとか持ちこたえ必死だった。スタッフの募集をかけても集まらない。物価高騰等から宿泊料金を上げたばかり。長期の宿泊だと料金交渉に応じざるを得ない。温泉もなく、設備は最低限であるため料金を高くできない。ネット販売だと消費税すら価格転嫁できず基本料金を値下げして販売せざるを得ない。そのような努力をして集客につなげている現状である。 長期の方から、宿泊税を徴収することは困難であり、徴収できなければホテルの負担になる。 宿泊税で観光・街の整備に力を入れてもメリットが少ない。	宿泊税については、税の原則の公平性の観点から、宿泊行為に対して等しく課税したいと考えております。 また、宿泊税の使途については、納税者の受益と負担の関係を踏まえ、周辺地域の環境整備や駅・空港からの2次交通の強化などの施策に充当することを想定しており、出張者や長期の宿泊者にとってもより良い受入環境が整備されることにつながるものと考えております。
8	当施設はビジネス客も多く、宿泊税の使途が観光振興に偏っているのはどうかと考える。	

No.	意見の概要	市の考え方
9	宿泊税の導入スケジュールがやや早いと感じる。函館のホテルや旅館は供給過多で、価格競争により多くの施設が疲弊している。函館観光の理想的な姿を明確にし、選ばれる街になるためのマーケティングを行い、使途を確定させた後に新税を導入すべきである。	導入スケジュールについては、函館市と同じく導入の検討を進めている北海道が早ければ令和8年4月に導入したいと表明しており、北海道も宿泊税を導入する場合、宿泊事業者の負担を考慮し、北海道と課税開始時期を合わせたいと考えております。 また、函館観光のあるべき姿については、函館市観光基本計画策定検討委員会において、本市の観光動向調査結果などを参考に議論を重ね、基本理念と4つの基本方針を定めました。 今回お示しした使途については、この基本方針に基づき、現段階で考えられる観光振興に係る使途のイメージを例示しておりますが、観光資源の魅力向上・発信、観光客の受入環境の整備やその他観光振興を図る新規施策および拡充事業について、納税者である宿泊者や宿泊税の徴収を担う宿泊事業者、観光関連業界からのご意見等を踏まえ、毎年度ごとに観光振興における課題や優先度などを勘案し検討したいと考えております。
10	宿泊税を充当する観光振興施策（案）について、財源の使途が不明確であることに違和感を感じる。また、提案されている使途を同等に進めることは難しいと考える。函館観光の理想に基づき、アイデアの選別と優先順位付けを行い、効率的に成果を上げることが望む。さらにアクションプランや達成すべきKPIも明示すべきである。	今回お示しした使途については、函館市観光基本計画の4つの基本方針に基づき、現段階で考えられる観光振興に係る使途のイメージを例示しておりますが、観光資源の魅力向上・発信、観光客の受入環境の整備やその他観光振興を図る新規施策および拡充事業について、納税者である宿泊者や宿泊税の徴収を担う宿泊事業者、観光関連業界からのご意見等を踏まえ、毎年度ごとに観光振興における課題や優先度などを勘案し検討したいと考えております。 また、本計画では平均宿泊数や繁閑差指数を目標値として定めており、函館市観光アドバイザー会議において、目標の達成に向け、各事業の進捗管理を行ってまいります。

No.	意見の概要	市の考え方
11	税金の使い途について、具体的に説明すべきである。	今回お示しした使途については、函館市観光基本計画の4つの基本方針に基づき、現段階で考えられる観光振興に係る使途のイメージを例示しておりますが、観光資源の魅力向上・発信、観光客の受入環境の整備やその他観光振興を図る新規施策および拡充事業について、納税者である宿泊者や宿泊税の徴収を担う宿泊事業者、観光関連業界からのご意見等を踏まえ、毎年度ごとに観光振興における課題や優先度などを勘案し検討したいと考えております。
12	システム改修費を補助するというが、当施設はパソコン入力と手書き領収書で対応している。人手不足の中、手間だけがかかり、人件費等も助成されない。	宿泊事業者には、本市への申告・納入といった税の徴収にかかる事務をお願いすることになりますことから、課税開始から5年間は、宿泊税の納入額の6%を交付金として交付したいと考えております。
13	自分は車椅子利用の身体障害者で長距離移動ができないため、半年に一度程度、市内のホテルに宿泊しているが、温泉を利用できないのに入湯税を負担している状態である。 受益者負担の受益ができていないことから、配慮をお願いする。	入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税するものであることから、事業者に対し、入湯していないことを確認した場合は、入湯税を徴収しないよう周知してまいります。 宿泊税については、税の原則の公平性の観点から、宿泊行為に対して等しく課税したいと考えております。

○匿名で以下のご意見がありました。

No.	意見の概要
1	宿泊税を徴収する一方で、入湯税の税率の見直しをする理由と根拠が不明である。
2	入湯税の引き下げ、特別徴収義務者交付金、システム改修費補助、その他の必要な経費を差し引きすると、税収はどれだけ増えるのか。また、その金額は、今後、観光のために必要な金額と一致しているのか。

意見等を考慮した結果の修正案	意見による修正はありません。
お問い合わせ先	財務部税務室 TEL：0138-21-3002 FAX：0138-27-5456 E-mail：zeisei01@city.hakodate.hokkaido.jp 観光部観光企画課 TEL：0138-21-3396 FAX：0138-21-3324 E-mail：hako-kan1@city.hakodate.hokkaido.jp